

# 幼児教育に係る保護者負担の軽減(無償化に向けた段階的取組)(幼稚園就園奨励費補助)

## 趣旨

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

## 内容

### ○幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助(補助率:1/3以内)。

### ・低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。(無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立:79,000円、私立:308,000円」まで補助を可能にする。)

(単位:円)

| 公立幼稚園          |                                 | 私立幼稚園            |                                    | 保育所              |               |                     |                       |
|----------------|---------------------------------|------------------|------------------------------------|------------------|---------------|---------------------|-----------------------|
| 階層区分<br>(推定年収) | 保育料                             | 階層区分<br>(推定年収)   | 保育料                                | 階層区分<br>(推定年収)   | 保育料           |                     |                       |
| I              | 生活保護世帯                          | 59,000<br>↓<br>0 | I 生活保護世帯                           | 78,800<br>↓<br>0 | I 生活保護世帯      | 0                   |                       |
|                | 市町村民税非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 59,000           | II 市町村民税非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 108,800          | II 市町村民税非課税世帯 | 72,000              |                       |
| 就園奨励費支給対象外     | 270万円～                          | 79,000           | III 270万円～                         | 192,800          | III 260万円～    | 198,000             |                       |
|                |                                 |                  | IV 360万円～                          | 245,800          | IV 330万円～     | 324,000<br>(保育単価限度) |                       |
|                |                                 |                  | 就園給<br>奨励費<br>対象外                  | 680万円～           | 308,000       | V 470万円～            | 498,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |                  |                                    |                  |               | VI 640万円～           | 696,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |                  |                                    |                  |               | VII 930万円～          | 924,000<br>(保育単価限度)   |
|                |                                 |                  |                                    |                  |               | VIII 1,130万円～       | 1,212,000<br>(保育単価限度) |

(平成26年度予算額ベース)

※ 幼稚園の保育料は、保育料の全国平均単価から、所得階層区分ごとの幼稚園就園奨励費補助金(国の基準額・第1子の場合)を引いた額となる。

※ 小学校3年生以下の兄・姉がいる第2子は第1子の保護者負担の半額、同様に第3子は無償。

## 義務教育段階の就学援助について

### 趣旨

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

### 内容

#### <就学援助の対象者>

- ① 要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成24年度約15万人）
- ② 準要保護者：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（平成24年度約140万人）（認定基準は各市町村が規定）

#### <要保護者への補助>

市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な補助を行っている。【要保護児童生徒援助費補助金】

#### <要保護者への補助対象品目>

学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費

# 高等学校等就学支援金制度・奨学のための給付金について

## 趣旨

平成26年4月から、授業料の支援である就学支援金の支給に所得制限を導入し、その財源により私立高校等の低所得者世帯への就学支援金の加算拡充を行う。また、授業料以外の支援として、国公私立高校の低所得世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度を創設する。

## 内容

### ○高等学校等就学支援金制度

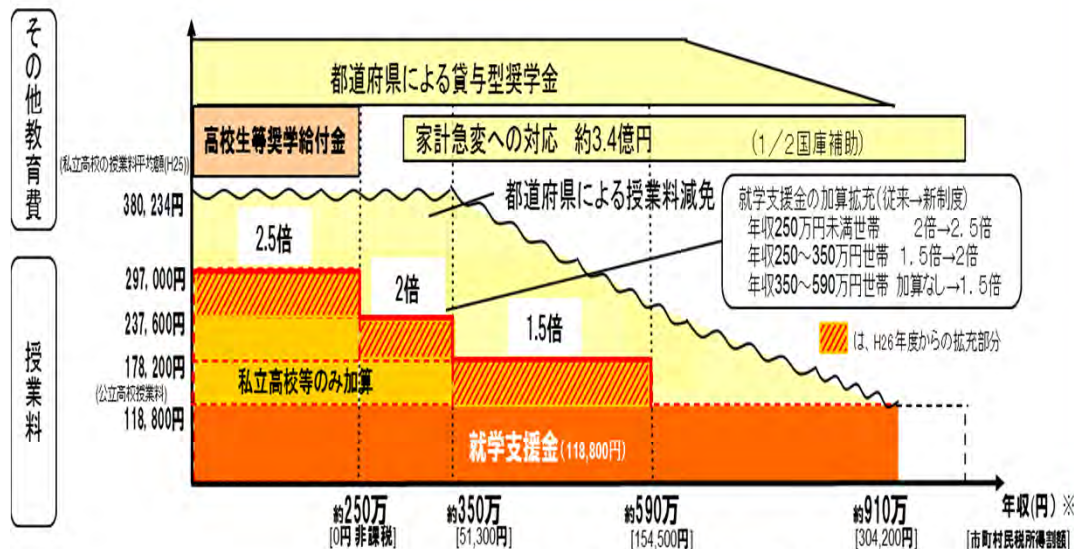
一定の所得以下（年収910万円程度）の世帯の高等学校等に在籍する生徒に対して、就学支援金として年額118,800円支給。私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいいため、所得に応じて1.5～2.5倍した額を上限として支給。

### ○奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を交付する。

#### <給付額>

- 生活保護受給世帯
  - 公立：年額3万2300円、私立：年額5万2600円（修学旅行費相当額）
- 非課税世帯
  - 公立：年額3万7400円、私立：年額3万8000円（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額）
- 非課税世帯で多子世帯の第2子以降
  - 公立：年額12万9700円、私立：年額13万8000円（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費相当額）



# 大学等奨学金事業について

## 趣旨

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境を整備するため、大学等奨学金事業の充実を図る。

## 内容

### ○(独)日本学生支援機構 奨学金制度の概要

| 区 分     |     | 無利子奨学金事業  | 有利子奨学金事業   |
|---------|-----|---|--|
| 貸与対象    |     | 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（有利子は4・5年生）及び専修学校（専門課程）の学生・生徒   |  |
| 貸与月額    |     | 学生が選択※<br>3万円、5.4万円   | 学生が選択（大学等の場合）<br>3、5、8、10、12万円   |
| 貸与基準    | 学 力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高校成績が3.5以上（1年生）</li> <li>大学成績が学部内において上位1/3以内（2年生以上）</li> </ul>       | 以下のいずれかを満たす者<br>①平均以上の成績の学生<br>②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生<br>③学修意欲のある学生 |
|         | 家 計 | <ul style="list-style-type: none"> <li>907万円以下※</li> <li>300万円以下</li> </ul> 【所得連動返還型】                       | 1, 2 2 3万円以下※  |
| 返 還 方 法 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業後20年以内</li> <li>卒業後一定の収入（年収300万円）を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返還型】</li> </ul> | 卒業後20年以内（元利均等返還）   |
| 貸 与 利 率 |     | 無 利 子   |  |
|         |     | 上限3%（在学中は無利子）<br>学生が選択（平成26年2月現在）   |  |
|         |     | 利率見直し方式<br>(5年毎)0.20%   | 利率固定方式<br>0.82%  |

※私立大学・自宅通学・4人世帯・給与所得者の場合

### ○平成26年度予算

#### 無利子奨学金の貸与人員の増員

◇低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員の増員等を図るとともに、将来グローバルに活躍する日本人学生等が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための奨学金制度の充実を図る。

<貸与人員>

無利子奨学金 45万2千人（2万6千人増） [有利子奨学金 95万7千人]

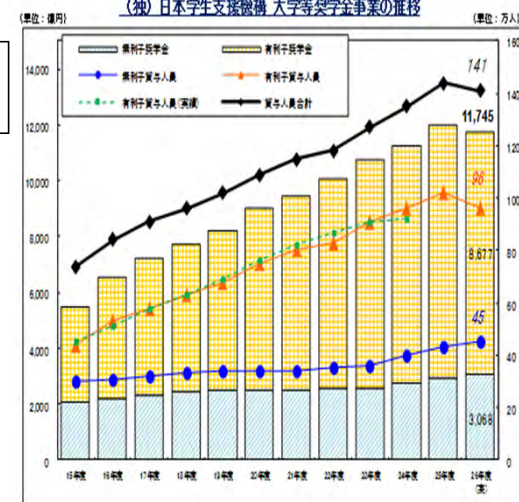
<事業費>

無利子奨学金 3,068億円（156億円増） [有利子奨学金 8,677億円]

（独）日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移

#### 真に困窮している奨学金返還者の救済措置の充実

- ①延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ
- ②経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長
- ③返還期限猶予制度等の適用基準の緩和
- ④延滞者への返還期限猶予制度の適用



## スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等

### 趣旨

学校における教育相談体制の整備・充実を図る。

### 役割等

|            | スクールカウンセラー  | スクールソーシャルワーカー   |
|------------|---|---|
| 人 材        | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者  | 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者   |
| 主な資格等      | 臨床心理士、精神科医等   | 社会福祉士、精神保健福祉士等  |
| 手 法        | カウンセリング(子供の心のケア)  | ソーシャルワーク(子供の置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け)   |
| 配 置        | 学校、教育委員会等   | 教育委員会、学校等   |
| 主な<br>職務内容 | ①児童生徒へのカウンセリング<br>②教職員に対する助言・援助<br>③保護者に対する助言・援助<br>④ストレスマネジメント等の予防的対応<br>⑤事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア<br>等 | ①問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働き掛け<br>②福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整<br>③学校内のチーム体制の構築、支援<br>④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供<br>⑤教職員等への研修活動<br>等 |

## 貧困の連鎖を招かないよう、学校における学力保障に向けた取組の実施

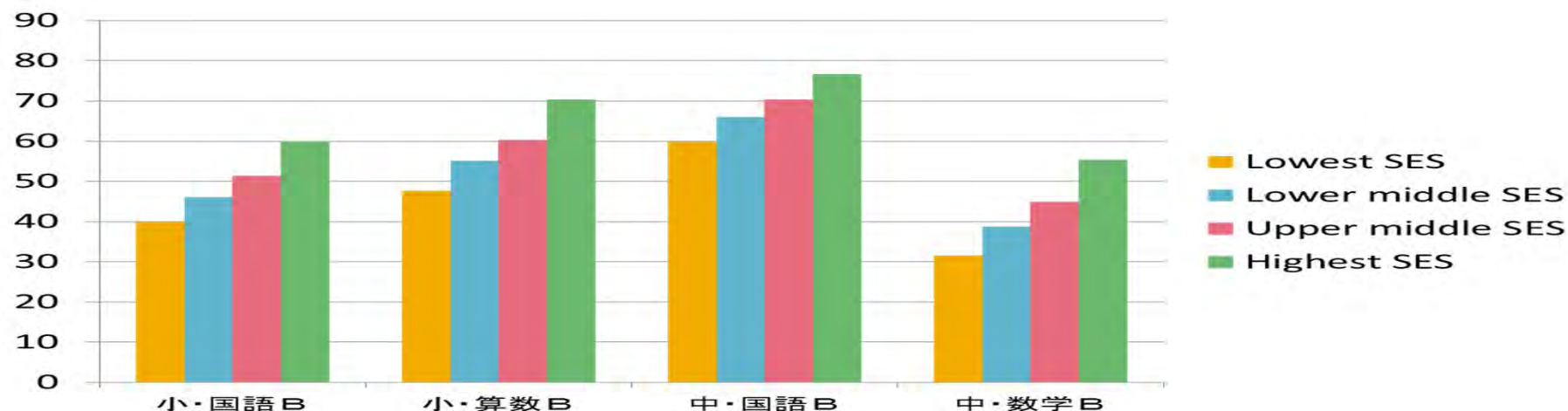
### 趣旨

貧困の連鎖を招かないよう、学校における学力保障に向け、きめ細かな授業を推進。

### 内容

○家庭所得や両親の学歴は児童生徒の学力と密接に関係がある。

家庭所得、父親学歴、母親学歴の3指標を合成した指標(SES)が高い児童生徒の方が平均正答率が高くなる傾向が見られる。



文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

○不利な家庭環境に置かれた児童生徒が好成績を上げている学校の特徴として、きめ細かな授業の実施と基礎・基本の徹底、実践的な教員研修、小中連携の取組推進、言語活動の充実等に力を入れている。

○このような調査研究の結果をふまえ、貧困の連鎖を招かないよう、学校における学力保障に向け学力等に課題がある地域・学校に対する支援の実施を検討。